



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年5月27日火曜日 第613号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

○ 愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則……………（水産課）… 422

### 告 示

- 落札者等の告示（2件）……………（行政経営課）… 423
- 愛媛県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の定数……………（医療保険課）… 423
- 落札者等の告示……………（産業政策課）… 423
- 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（3件）……………（農地整備課）… 424
- 落札者等の告示……………（会計課）… 424
- 土地改良区役員の就退任の届出……………（中予地方局農村整備第一課）… 424
- 土地改良区の定款変更の認可（2件）……………（ ）… 424
- 土地改良区の管理規程の変更の認可……………（ ）… 424
- 建設業者の許可の取消し……………（南予地方局管理課）… 426
- 落札者等の告示……………（警察本部会計課）… 426

### 人事委員会規則

○ 会計年度任用職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則……………（人事委員会事務局）… 426

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第29号

愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則

愛媛県漁業調整規則（令和2年愛媛県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（衛星船位測定送信機の備付け命令等）</p> <p><b>第50条</b> 省略</p> <p>2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。</p> <p>第6章 罰則</p> <p><b>第59条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第33条第1項、第34条から第40条まで、第41条第1項若しくは第3項、第42条、第43条、第45条第1項又は第46条第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第46条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。</p> <p>(3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第45条</p>	<p>（衛星船位測定送信機の備付け命令等）</p> <p><b>第50条</b> 省略</p> <p>第6章 罰則</p> <p><b>第59条</b> 次の各号のいずれかに該当する _____ 者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第33条第1項、第34条から第40条まで、第41条第1項若しくは第3項、第42条、第43条、第45条第1項又は第46条第1項の規定に違反した者 _____</p> <p>(2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第46条第3項の規定により付けた条件に違反した者 _____</p> <p>(3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第45条</p>

第2項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。

2 省略

**第60条** 第25条第1項（第47条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項又は第44条第1項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。

第2項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反した者

2 省略

**第60条** 第25条第1項（第47条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項又は第44条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第59条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。
- 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第475号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和7年5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
建設事業総合管理システム運用保守業務	愛媛県総務部総務管理局行政経営課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和7年4月1日	富士通Japan株式会社 四国公共ビジネス部 部長 舩葉 美市博 愛媛県松山市永代町13番地	59,370,300円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第476号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和7年5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
入札参加資格審査申請システム運用保守業務	愛媛県総務部総務管理局行政経営課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和7年4月1日	富士通Japan株式会社 四国公共ビジネス部 部長 舩葉 美市博 愛媛県松山市永代町13番地	58,480,620円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第477号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第88条第1項の規定により、愛媛県国民健康保険診療報酬審査委員会の委員の定数を次のとおり定め、令和7年6月1日から施行し、愛媛県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の定数（平成25年5月愛媛県告示第547号）は、令和7年5月31日限り、廃止する。

令和7年5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

選 出 区 分	定数
保険医及び保険薬剤師を代表する委員	18人
保険者を代表する委員	18人
公益を代表する委員	19人

○愛媛県告示第478号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和7年5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県デジタル営業加速化業務（令和8年3月31日まで）一式	愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和7年4月1日	楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	56,136,960円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による

○愛媛県告示第479号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、松山市恵原町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和7年5月27日

愛媛県知事 中村時広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・土用部地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和7年5月28日から6月24日まで
- 3 縦覧場所  
松山市役所本庁

○愛媛県告示第480号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、松山市祝谷地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和7年5月27日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第482号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和7年5月27日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
えひめ電子入札共同システム保守管理業務	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和7年4月1日	富士通Japan株式会社 四国公共ビジネス部 部長 舩業美市博 愛媛県松山市永代町13番地	69,780,480円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第483号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市田窪土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和7年5月27日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	渡部進	東温市田窪1568番地1

○愛媛県告示第484号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、道後平野土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年5月27日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・道後祝谷地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和7年5月28日から6月24日まで
- 3 縦覧場所  
松山市役所本庁

○愛媛県告示第481号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、伊予市下三谷地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和7年5月27日

愛媛県知事 中村時広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・岩崎地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和7年5月28日から6月24日まで
- 3 縦覧場所  
伊予市役所本庁

○愛媛県告示第485号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市堀江町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年5月27日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

○愛媛県告示第486号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、道後平野土地改良区の佐古ダム（管理事務所、電気施設、通信施設及びその他の附帯施設を含む。以下「ダム」という。）の管理規程の変更を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

令和7年5月27日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

- 1 貯水、放水又は取水に関する事項
  - (1) 貯水に関する事項
    - ア ダムの満水位は標高144.10メートル、最低水位は標高128.20メートルとする。
    - イ ダムの貯水量は、旧佐古池用水と裏作用水に区分して管理

するものとする。

ウ 貯水方法は通年貯水とし、旧佐古池用水を優先して貯水するものとする。

エ 旧佐古池用水の基準貯水量は100,000立方メートルとし、基準貯水量を下回ることが予想される場合は、面河ダムから必要量を注水する。

オ かんがい用水のための利用は、標高128.20メートルから標高144.10メートルまでの容量、最大1,020,000立方メートルを利用して行うものとする。

## (2) 放水に関する事項

ア ダムに貯留された水は、次の各号の一に該当する場合に限り、放流（取水のための放流を除く。）するものとする。

(ア) 水位が満水位を超えるとき。

(イ) 2(1)オにより点検整備を行う必要があるとき。

(ウ) 別に定める事前放流等実施要領により、水位を低下させ、空き容量の確保の必要があるとき。

(エ) その他特にやむを得ない理由により必要があるとき。

イ ダムから放流を行う場合の放流量は、洪水時を除き、原則として下流の水位に急激な変動を生じないようにしなければならない。

ウ ダム管理責任者（以下「管理者」という。）は、ダムから放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認めるときは、関係土地改良区、東温市、愛媛県、松山南警察署及び国土交通省四国地方整備局に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

## (3) 取水に関する事項

ア かんがい期間は、旧佐古池かんがい期にあつては5月5日から10月31日まで、裏作かんがい期にあつては10月7日から翌年の6月5日まで、面河補給かんがい期にあつては6月6日から10月6日までとする。

イ かんがい用水のためのダムからの取水量は、旧佐古池用水にあつては最大毎秒0.510立方メートル、裏作用水にあつては最大毎秒0.222立方メートルを基準とする。

## 2 その他管理規程に記載されている事項

### (1) ダムの操作、点検及び整備に関する事項

ア 取水管ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

(ア) 貯留制限流量を放流する必要があるとき。

(イ) かんがい用水を取水する必要があるとき。

(ウ) ダムの点検若しくは整備のため必要があるとき。

(エ) その他やむを得ない必要があるとき。

イ 放水口ゲート及び副バルブは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

(ア) 貯留制限流量を放流する必要があるとき。

(イ) かんがい用水を放流する必要があるとき。

(ウ) ダムの点検若しくは整備のため必要があるとき。

(エ) その他やむを得ない必要があるとき。

ウ 取水口ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

(ア) かんがい用水を取水する必要があるとき。

(イ) 10月6日以降へ注水量を持ち越すことが予想されるとき。

(ウ) その他やむを得ない必要があるとき。

エ 注水口ゲート及び副バルブは、かんがい用水の必要水量を

面河ダムよりダムに注水する場合に限り、これを操作するものとする。

オ 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶及び車輛並びにこれらの操作のために資材を常に良好な状態に保つため、その点検及び整備を行わなければならない。

### (2) 緊急事態における措置に関する事項

ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

(ア) 松山地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。

(イ) その他洪水が予想されるとき。

イ 管理者は、洪水警戒体制をとるときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(ア) 関係の気象台、市町、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象、水象に関する観測及び情報の収集を密接に行うこと。

(イ) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時期的変化を予測すること。

ウ 管理者は、気象庁により、愛媛県東温市において震度階級4以上の地震が発表されたとき又はダム底部に設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が25 g a 1 以上である地震のときは、直ちに堤体等の異常の有無を点検し、異常を認めるときは速やかに必要な措置をとらなければならない。

エ 管理者は、ダムの貯水状況及び長期にわたる降雨量の子報等を勘案して、かんばつの恐れがあると認めるときは、関係機関と協議し、取水に関する節水計画をたて、著しい用水不足を生じないように努めなければならない。

### (3) その他施設の管理に関し必要な事項

ア 管理者は、気象及び水象について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。

(ア) 気象関係

天気、気温、降雨量

(イ) 水象関係

水位、流入量、放流量、取水量

イ 管理者は、毎年1回又は洪水の直後で必要があると認めるときは、ダムの堆砂状況を調査しなければならない。

ウ 管理者は、堤体に設置された測定機器により、堤体の温度、堤圧及び漏水量について調査又は観測を行わなければならない。

エ 管理者は、ダム管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

(ア) アによる調査又は観測の結果

(イ) ダムの状況及び点検整備に関する事項

(ウ) 緊急時における措置に関する事項

(エ) ゲートの操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、開度、取水量又は放流量

(オ) その他ダムの管理に関する事項

○愛媛県告示第487号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和7年5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般-4)第16996号	令和4年5月1日	久保興業(株)	尾崎 浩二	喜多郡内子町五十崎甲918	令和7年4月10日	造園工事業	建設業の廃止(一部)
(般-6)第17313号	令和6年5月16日	(株)共栄通信	松岡 芳明	大洲市大洲853-1	令和7年4月10日	電気通信工事業	建設業の廃止
(般-6)第18321号	令和6年7月31日	(株)浅建	浅田ひとみ	西予市宇和町皆田1400-1	令和7年4月11日	石工事業 鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業 解体工事業	建設業の廃止(一部)
(般-2)第18468号	令和2年5月26日	葛西産業(株)	茂筑 拓夫	宇和島市和霊町4-2-12	令和7年4月22日	土木工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-3)第14882号	令和3年12月19日	(有)ウエマツ建設	植松 忠男	大洲市菅田町菅田甲851-2	令和7年4月25日	大工工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第488号

次のとおり落札者を決定した。

令和7年5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
ヘリコプター12か月定期点検整備	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和7年4月15日	中日本航空株式会社 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地	70,180,000円	一般競争入札	令和7年3月4日

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7—1295

会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年5月27日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7—1223）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p><b>第30条</b> 会計年度任用職員の成績率は、当該会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該会計年度任用職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第12条の2第1項又は第18条の2第1項の会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な会計年度任用職員 <u>100分の108</u> 以上</p> <p>(2) 勤務成績が良好な会計年度任用職員 <u>100分の101</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好でない会計年度任用職員 <u>100分の92.5</u>以下</p> <p>2 省略</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p><b>第30条</b> 会計年度任用職員の成績率は、当該会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該会計年度任用職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第12条の2第1項又は第18条の2第1項の会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な会計年度任用職員 <u>100分の110.5</u>以上</p> <p>(2) 勤務成績が良好な会計年度任用職員 <u>100分の103.5</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好でない会計年度任用職員 <u>100分の95</u> 以下</p> <p>2 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。